

ID: 106

担当部署: 市民生活部 環境施設課

処分の概要	廃棄物処理手数料の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第17条		
例規番号	平成12年条例第32号		
【根拠条文】 (手数料の減免) 第17条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。			
【基準】 根拠条文及び芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (廃棄物処理手数料の減免) 第9条 条例第17条の規定により手数料を減額又は免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けているとき。 (2) 天災その他の災害を受けたとき。 (3) その他市長が特に減免する必要があると認めるとき。 2 前項の規定にかかわらず、特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)で定める機械器具の処理手数料は、減免しない。 3 一般廃棄物の収集及び処分の手数料の減額又は免除を受けようとする者は、ごみ処理手数料減免申請書(様式第15号)により、市長に申請しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 市民生活部 環境施設課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 第15条(第20条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成13年規則第17号		
【根拠条文】 (許可証の再交付) 第15条 一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、許可証を亡失又はき損したときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第20号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。 (浄化槽清掃業に係る許可等の取扱い) 第20条 第9条、第10条、第13条、第15条及び第17条から前条までの規定は、浄化槽法第35条第1項、第37条及び第38条に規定する浄化槽清掃業の許可及び当該許可を受けた者について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 市民生活部 環境施設課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	昭和39年条例第20号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日